

## 河津町建設工事総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河津町の発注する建設工事に係る総合評価競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素や地域性等を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをしたものを落札者とする入札をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (4) 前号に掲げるもののほか総合評価競争入札に適合すると認められる工事

(学識経験者への意見聴取)

第4条 町長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号に掲げる事項、その他必要な事項に関して、複数の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札通知)

第5条 町長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、次の事項について通知若しくは公示する。

- (1) 総合評価競争入札による旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(落札決定基準)

第6条 町長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項

の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定するものとする。

2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

3 前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるものとする。

(1) 提示性能等の評価に関する評価項目 工事特性、地域特性等を勘案し、町にとって最も有利な調達となるよう適切に設定すること。

(2) 評価項目ごとの評価基準 前号の評価項目ごとに、提示性能等の評価に応じて与える得点及び提示性能等が必ず満たさなければならない要件を明らかにすること。

(3) 得点配分 第1号の評価項目ごとに配分する得点を、工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定すること。

4 第2項の入札の評価に関する基準は、入札の評価について、前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値をもって行うことができるよう作成するものとする。

(落札者決定基準を定める際の手続き)

第7条 町長は、前条第1項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、落札者決定基準の案について、河津町建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審議を経るものとする。

2 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項に関し、複数の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

(提示性能等の提出及び審査)

第8条 町長は、総合評価競争入札に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提示性能等の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により提示性能等の提出があったときは、町長は、これを検討の上、その採否及び当該性能等に係る入札参加者の必要な資格の有無について、指名委員会の審議に付するものとする。

3 町長は、前項の規定による提示性能等の検討に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

4 町長は、第2項の規定による審査があったときは、その結果について、複数の学識経験者の意見を聴くものとする。

5 町長は、前項の意見を踏まえ、第2項の審議により決定された採否の結果を、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて、通知するものとする。この場合において、提示性

能等を不採用としたときは、その理由も通知するものとする。

(提示性能等の不採用に関する説明等)

第9条 前条第5項の規定により提示性能等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により、町長に対し説明を求めることができる。

(入札)

第10条 入札は、第8条第5項の規定により提示性能等の採用の決定を受けた入札参加者を参加者として行う。

(落札者の決定)

第11条 町長は、前条の規定により入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が町にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規程により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある他の者のうち価格その他の条件が町にとって最も有利な者を落札者とする。

(1) その者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるとき。

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(情報の公開)

第12条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞無く、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(2) 各入札者の入札価格

(3) 各入札参加者の入札の評価の状況

附 則

この要領は、平成19年7月25日から施行する。